

## 法学からみた法獣医学

三上正隆（愛知学院大学法学部）

### I はじめに

- ・法獣医学と法律
- ・人が動物をまもる法
  - ①個としての動物をまもる 例) 動物愛護管理法→飼養動物
  - ②全体としての動物をまもる 例) 鳥獣保護管理法, 種の保存法→野生動物

### II 動物愛護管理法の基本思想

○法1条 この法律は、動物<sup>1</sup>の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

[注1及び下線部, 引用者]

- ・動物保護の基本思想→動物権利論, 動物解放論, 動物福祉論, 動物愛護論

### III 愛護動物虐待等罪の概要

○法44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。  
 2 愛護動物に対し、①みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、②みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、③自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、④排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管すること⑤その他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛, 馬, 豚, めん羊, 山羊, 犬, 猫, いえうさぎ, 鶏, いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類, 鳥類又は爬虫類に属するもの

[丸数字・スラッシュ引用者]

#### 1 犯罪類型

##### (1) 愛護動物殺傷罪

- ・令和元年改正→法定刑の引上げ (→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)
- ・「みだりに」=「正当な理由なく」
  - 「正当な目的がない、又は正当な目的があつたとしても手段として社会的に相当でないこと」<sup>2</sup>
  - ※「みだりに」該当性が問題となる事案
    - 家畜伝染病予防法などに基づく殺処分, 獣医療行為, 動物実験, 宗教的行為, 屠殺など

##### (2) 愛護動物虐待罪

- ・法44条2項の構造
- ・「虐待」=愛護動物に対して「不必要に強度の苦痛を与えるなどの残酷な取扱をする事」<sup>3</sup>
  - ※「虐待に当たるか否かの具体的判断は、当該行為の目的、手段、態様等及び当該行為による苦痛の程度等を総合して、社会通念として一般人の健全な常識により判断すべき」<sup>4</sup>
  - 自己所有の犬の胴体に無害の赤色スプレーで大きく落書きをする行為は「虐待」にあたるか?

<sup>1</sup> 「ここでいう『動物』は、人との関わりがあるものが想定されていることから、純粋な野生状態の下にある動物はこれに含まれない」(動物愛護管理法研究会編著『改訂版 動物愛護管理業務必携』(大成出版社, 2016年)6頁)。

<sup>2</sup> 環境省『動物虐待等に関する対応ガイドライン』(2022年)28頁。

<sup>3</sup> 「動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する『虐待』の解釈について(回答)(平成元年4月13日総管第147号)」。環境省・前掲注2)22頁参照。

<sup>4</sup> 前掲注3)「動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項に規定する『虐待』の解釈について(回答)」。

### (3) 愛護動物遺棄罪

#### ・「遺棄」

＝「…愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の『生命・身体を危険にさらす行為』」<sup>56</sup>

≠終生飼養義務（法7条4項）違反

## 2 行為客体

#### ・全ての動物ではなく、「愛護動物」に限定

理由)「動物の中には害虫をはじめとして主として駆除等の対象となるものもあり、限定なしに動物を対象とすることは適切でない」<sup>7</sup>

#### ・1号動物

「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる」

※野生動物（ノイヌ、ノネコ等）は含まれない

#### ・2号動物

「前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの」

## 3 解釈論上の保護法益

①動物の利益＝動物の生命・身体等、動物自身が有する利益

②人の生命・身体・財産＝（将来危害が加えられ得る）人の生命・身体・財産

→愛護動物を虐待する者は将来人の生命・身体・財産に対して危害を与える危険性を有しており、愛護動物虐待等罪はこのような危害を防止するためにある

③人の感情＝動物虐待を直接見ることによって害される感情

→精神的ショックや強度のストレスを受けることのないようにするためにある

④動物愛護の良俗＝「動物愛護の良俗」という社会的法益

理由＝1) 法の目的（1条）に合致

2) 法における人間中心主義

※今後の方向性（立法論）→動物愛護論から動物福祉論へ

「われわれはイヌをイヌ自身のために良い扱いをすべきなのである」<sup>8</sup>（傍点原著）

→動物虐待等罪の保護法益は「人間の利益とは独立に存在する、動物の利益それ自体」<sup>9</sup>

○ドイツ動物保護法1条 この法律の目的は、共にある被造物としての動物に対する人間の責任に基づき、動物の生命と健康を保護することである。

〔下線部、引用者〕

## IV おわりに

#### ・動物虐待に対する獣医学的評価と愛護動物虐待等罪

#### 【参考文献】

・脚注で引用した文献のほか、

・青木人志『日本の動物法 第2版』（東京大学出版会、2016年）

・三上正隆「愛護動物虐待等罪の概説」警察学論集73巻12号（2020年）37頁

<sup>5</sup> 環境省・前掲注2) 30-31頁。

<sup>6</sup> なお、「飼養されている愛護動物」は、「一般的には生存のために人間の保護を必要としていることから、移転又は置き去りにされて場所的に離隔された時点では健康な状態にある愛護動物であっても、離隔された場所の状況に関わらず、生命・身体に対する危険に直面するおそれがあると考えられる」（環境省・前掲注2) 31頁）とされている。

<sup>7</sup> 動物愛護管理法研究会編『改正動物愛護管理法—解説と法令・資料—』（青林書院、2001年）123頁。

<sup>8</sup> デヴィッド・ドゥグラツィア〔戸田清訳〕『動物の権利』（岩波書店、2003年）19頁。

<sup>9</sup> 三上正隆「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」愛知学院大学宗教学制研究所紀要58号（2018年）85頁以下、同「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する一考察—『動物の権利』に関する議論を参照して—」刑法雑誌59巻2号（2020年）276頁以下。